

平成23年第3回三笠市議会定例会

平成23年9月21日(第2日目)

議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
(1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | | 諸般報告について(一般行政報告) |
| 日程第 2 | | 議案第38号から議案第47号までについて(委報第4号) |
| 日程第 3 | 議案第49号 | 三笠市副市長の選任について |
| 日程第 4 | 議案第50号 | 三笠市教育委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第51号 | 三笠市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第52号 | 常任委員会委員の派遣について |
| 日程第 7 | 議案第53号 | 議員派遣について |
| 日程第 8 | 議案第54号 | 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について |
| 日程第 9 | | 認定第1号から認定第9号までについて |
| 日程第10 | 意見書案第4号 | 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書 |
| 日程第11 | 意見書案第5号 | 義務教育費国庫負担制度堅持など国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書 |
| 日程第12 | 意見書案第6号 | 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書 |
| 日程第13 | 意見書案第7号 | 原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書 |

出席議員(10名)

- | | | | | | |
|-----|----|-----------|-----|----|-----------|
| 議 長 | 1番 | 谷 津 邦 夫 氏 | 副議長 | 3番 | 齊 藤 且 氏 |
| | 2番 | 澤 田 益 治 氏 | | 4番 | 猿 田 重 夫 氏 |
| | 5番 | 扇 谷 知 巳 氏 | | 6番 | 谷 内 純 哉 氏 |
| | 7番 | 丸 山 修 一 氏 | | 8番 | 儀 惣 淳 一 氏 |

9番 武田 悌一 氏

10番 高橋 守 氏

欠席議員(0名)

説明員

市 長	小林 和男 氏	副 市 長	西城 賢策 氏
総務部長	北山 一幸 氏	総務課長	金子 満 氏
財務課長	右田 敏 氏	企画経済部長	中沢 敏男 氏
企画振興課長	小田 弘幸 氏	農林課長	中原 保 氏
商工観光課長	猿田 智樹 氏	環境福祉部長	作佐部 盛秀 氏
市民生活課長	須河 恵介 氏	福祉事務所長	阿部 弘之 氏
建設部長	高嶋 善男 氏	建設管理課長	鈴木 英夫 氏
建設課長	三宅 博文 氏	水道課長	千葉 俊行 氏
教育委員長	折笠 真仁 氏	教 育 長	富 樫 繁樹 氏
教育次長兼	永田 徹 氏	学校教育課長	高森 裕司 氏
社会教育課長		市立高校設立準備室	
博物館長	栗山 俊彰 氏	事務課主幹	梅津 吉昭 氏
病院事務局長	澤上 弘一 氏	消 防 長	長谷川 浩二 氏
消防署長兼	辻道 元信 氏	生活安全センター長	阿部 英雄 氏
総務予防課長	木村 幸雄 氏	監 査 委 員	森原 裕 氏
消防課長	鈴木 信之 氏		
監査委員事務局長			

出席事務局職員

議会事務局長	松本 哲宜 氏	総務係長	豊口 哲也 氏
--------	---------	------	---------

開 議 宣 告

議長（谷津邦夫氏） おはようございます。
これより、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般報告について（一般行政報告）

議長（谷津邦夫氏） 日程の1 諸般報告に入ります。
一般行政報告の追加について、市長から報告を求めます。
市長、登壇願います。
市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 行政報告の追加分を申し上げます。
報告第1号。

先週の金曜日、9月16日に民主党北海道総支部連合会、また民主党道議会議員等に
会いたしまして、三笠市が今後、これからエネルギー問題についての検討に対する国の
支援をいただくための要請行動ということで行いました。

説明内容はそこに記載しておりますように、北海道の石狩炭田の石炭については、まだ
約80億トンの可採可能の埋蔵量があるというようなことと、それからまた、石炭地下ガ
ス化について、現在、室蘭工業大学のほうでそれに伴う実験をしておりますので、それ
についての説明、それから三笠市の将来にとって石炭地下ガス化ということは、極めてまち
づくりについて重要なことという立場で、そこに記載されているようなところに行動いた
したところでございます。

翌17日、土曜日ではありますが、小平先生が岩見沢の方に来て、帰省しているというよ
うなことがございまして、急遽同じ問題について小平代議士にお願いをしたところでござ
います。

いずれも、谷津議長が同席いただきまして、いろいろとアドバイス等もしていただきま
したので、あわせて御報告を申し上げたいと思います。

行政報告は以上です。

議長（谷津邦夫氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。
報告第1号総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、一般行政報告については報告済みとしま
す。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第2 議案第38号から議案第47号までについて
(委報第4号)

議長(谷津邦夫氏) 日程の2 委報第4号議案第38号から議案第47号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において総合常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

武田委員長、登壇願います。

(総合常任委員会委員長武田悌一氏 登壇)

総合常任委員会委員長(武田悌一氏) さきの本会議において付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第38号及び議案第39号の条例改正2件、議案第40号の協議1件、議案第41号から議案第47号までの補正予算7件の計10件であります。

以下、御報告申し上げますが、全議員が委員となり審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては省略をさせていただき、審査の結果についてのみ御報告させていただきます。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

それでは、報告いたします。

初めに、議案第38号三笠市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第39号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号桂沢水道企業団規約の変更に関する協議について、議案第41号平成23年度三笠市一般会計補正予算(第2回)について、議案第42号平成23年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、議案第43号平成23年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、議案第44号平成23年度三笠市介護保険特別会計補正予算(第1回)について、議案第45号平成23年度三笠市育英特別会計補正予算(第1回)について、議案第46号平成23年度三笠市下水道事業会計補正予算(第1回)について、議案第47号平成23年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第2回)については、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(谷津邦夫氏) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

議案第 38 号から議案第 47 号までについて、一括して質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、議案第 38 号から議案第 47 号までについての質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

初めに、議案第 38 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 38 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 38 号三笠市税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 39 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 39 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 39 号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 40 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 40 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 40 号桂沢水道企業団規約の変更に関する協議については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 41 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第41号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第41号平成23年度三笠市一般会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第42号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第42号平成23年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第43号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第43号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第43号平成23年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第44号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第44号平成23年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第45号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第45号については、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第45号平成23年度三笠市育英特別会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第46号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第46号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第46号平成23年度三笠市下水道事業会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第47号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第47号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第47号平成23年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第49号 三笠市副市長の選任について

議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の3 議案第49号三笠市副市長の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第49号三笠市副市長の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市副市長西城賢策氏の平成23年10月15日付任期満了に伴い、引き続き同氏を

選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

西城賢策氏は、昭和26年3月11日生まれの60歳、住所は三笠市本郷町634番地であります。

同氏は、昭和44年市職員として採用後、ふれあい健康センター保健福祉センター次長兼介護支援センター次長、市立三笠総合病院事務局管理課長、商工観光課長、経済建設部長、総務部長を歴任し、平成19年10月から三笠市副市長に就任し、現在に至っております。

三笠市副市長として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第49号三笠市副市長の選任については、同意することに決定しました。

この際、あいさつをいただくため、会議を休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時13分

議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第50号 三笠市教育委員会委員の任命について

議長（谷津邦夫氏） 日程の4議案第50号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第50号三笠市教育委員会委員の任命について、提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員富田篤一氏の平成23年10月7日付任期満了に伴い、後任者として清水隆徳氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

清水隆徳氏は、昭和32年8月15日生まれの54歳、住所は三笠市岡山398番地であります。

同氏は、昭和53年4月から農業に従事しており、平成3年4月に三笠市農民協議会書記次長、その後書記長、執行委員長などを歴任し、現在はいわみざわ農業協同組合理事に就任しております。

三笠市教育委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(谷津邦夫氏) これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第50号三笠市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

この際、あいさつをいただくため、会議を休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時18分

議長(谷津邦夫氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第51号 三笠市議会基本条例の一部を改正 する条例の制定について

議長(谷津邦夫氏) 日程の5 議案第51号三笠市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、儀惣議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提

出者を代表し、儀惣議員から提案説明を求めます。

儀惣議員、登壇願います。

(8 番儀惣淳一氏 登壇)

8 番 (儀惣淳一氏) 議案第 5 1 号三笠市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表して提案説明申し上げます。

三笠市議会基本条例につきましては、平成 2 1 年 3 月、定例会において可決となり、同年 4 月 1 日から施行されておりますが、今回の改正は地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決事件を定めることについて、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、地方自治法の一部改正により、地方分権改革推進計画に基づく義務づけの配置として市町村基本構想の策定義務について、関係条項が撤廃されたことから、基本構想及び基本計画の策定及び変更について、議決事件として追加するものであります。

施行期日は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 (谷津邦夫氏) これより、質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長 (谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論採決に入ります。議案第 5 1 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 (谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 5 1 号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第 5 1 号三笠市議会基本条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 5 2 号 常任委員会委員の派遣について

議長 (谷津邦夫氏) 日程の 6 議案第 5 2 号常任委員会委員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、常任委員長及び副委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第52号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第52号常任委員会委員の派遣については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号 議員派遣について

議長（谷津邦夫氏） 日程の7 議案第53号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第53号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第53号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第54号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について

議長（谷津邦夫氏） 日程の8 議案第54号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第54号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第54号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第9 認定第1号から認定第9号までについて

議長(谷津邦夫氏) 日程の9 認定第1号から認定第9号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 認定第1号平成22年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第9号平成22年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定まで、一括して御説明申し上げます。

最初に、認定第1号平成22年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成22年度予算編成に当たり、国の地方財政についての考え方は、景気後退による企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が昨年度に引き続き落ち込み、定数削減や人事院勧告に伴う給与関係経費が大幅に減少しても、なお財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれました。

その一方で、平成22年度予算編成の基本方針においては「地域のことは地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに、地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとされたことから、地域主権改革の第一歩として、地方が自由に使える財源の地方交付税総額は対前年度比で1兆733億円の増額確保されたものであります。

こうした中で、平成22年度における三笠市の予算は、見通しの不透明な景気動向にも対応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立し維持していくとともに、地方公共団体財政健全化法による制限を受けない財政構造へ転換するため、引き続き公債費負担適正化計画の遵守及び自立対策や行財政改革計画を推進する一方で、市民生活の利便性の向上や市民要望に対応できる事業の推進を図り、活力のある地域社会をつくることを目標に予算編成を行ったものであります。

また、政策的予算においては「地域産業の振興を図り、たくましい産業構造の構築に寄

与する事業」をコンセプトに、事業の優先度を十分に厳選し、限られた予算の範囲内での編成とし、市民の視点に立った目的・成果重視の行政へ展開するための予算編成としたものであります。

年度途中においては、国の経済危機対策に係る事業、緊急雇用創出事業、職員給与改定に係る経費、地上デジタル放送受信対策に係る経費などのほか、緊急を要する事業等について所要の対応を図ったものであり、市立病院の経営健全化対策として昨年度に引き続き、収支不足額を措置したものであります。

予算の執行に当たっては、節減や合理化を図りながら効率的な執行を目指すとともに、予算審議の経緯や目的などをしっかり認識し、早期に効果を上げるよう計画的な予算執行を行ったものであります。

歳入については、国・道支出金など市にとって有効な財源の活用・確保に努めたほか、減収対策として、過去からの徹底した行財政改革の推進を国などに対して訴え、財政支援を強く主張し財源確保を図りました。

歳出については、予算執行の過程においても常にその必要性を客観的な視点で十分検証し、住民サービスに影響が出ない範囲で節減に努め、一定の繰り越しができるよう執行したものであります。

決算の状況は、最終予算額 101 億 1,788 万 6,000 円に対し、歳入決算額は 97 億 1,902 万 413 円で、予算に対する収入率は 96.1%であります。

一方、歳出決算額は 94 億 5,663 万 2,726 円で、予算に対する執行率は 93.5%であります。

この結果、歳入歳出差し引し額は 2 億 6,238 万 7,687 円となり、そのうち平成 22 年度は繰越明許費が発生したため、1 億 4,263 万円はこれに必要な特定財源として繰り越され、翌年度に繰り越される実質額は 1 億 1,975 万 7,687 円となるものであります。

なお、平成 22 年度一般会計事業等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、認定第 2 号平成 22 年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、平成 22 年度予算は高齢者の医療確保に関する法律の規定により、平成 22 年度までの過誤調整分を処理することから予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、国・道負担金及び支払基金交付金等の収入確保を図りながら、事務的経費の効率的執行に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額 363 万円に対して、歳入決算額は 184 万 7,219 円で、予算に対する収入率は 50.9%であります。

一方、歳出決算額は 184 万 6,568 円で、予算に対する執行率は 50.9%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は 651 円となり、本会計が老人保健法の規定により平

成 2 2 年度で廃止のため、この差し引き残高の全額を一般会計に繰り入れて使用するものであります。

次に、認定第 3 号平成 2 2 年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成 2 2 年度予算は後期高齢者医療制度にかかわる本市の財政運営が適切に執行されるよう予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、運営主体が北海道後期高齢者医療広域連合であるため、歳入については後期高齢者医療保険料分及び低所得者の保険料軽減額並びに事務費負担分を計上し、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金として、事務費負担金及び保険料相当分を計上し、広域連合へ納付したものであります。

決算の状況は、最終予算額 2 億 1, 8 1 0 万 9, 0 0 0 円に対して、歳入決算額は 1 億 9, 9 0 0 万 5, 4 5 4 円で、予算に対する収入率は 9 1. 2 % であります。

一方、歳出決算額は 1 億 9, 8 6 9 万 9, 8 7 0 円で、予算に対する執行率は 9 1. 1 % であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は 3 0 万 5, 5 8 4 円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、全額一般会計繰入金精算金で翌年度に精算するものであります。

次に、認定第 4 号平成 2 2 年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成 2 2 年度予算は後期高齢者医療制度や前期高齢者医療の財政調整制度等に対応することを基本に、国民健康保険財政が健全に運営できるよう予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、収納率向上のため特別対策事業の実施、事務的経費の効率的な執行、医療費適正化のため、前年度に引き続き、骨粗しょう症検診、人間ドック費用の助成事業の実施や医療費の通知、レセプト点検の充実強化に努めたほか、優良健康家庭表彰を実施し、被保険者の健康保持、増進に対する意識の高揚を図ったものであります。

決算の状況は、最終予算額 1 7 億 8, 1 5 3 万円に対して、歳入決算額は 1 8 億 8, 9 6 1 万 8, 2 9 3 円で、予算に対する執行率は 1 0 6. 1 % であります。

一方、歳出決算額は 1 7 億 2, 4 0 2 万 4, 5 7 9 円で、予算に対する執行率は 9 6. 8 % であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は 1 億 6, 5 5 9 万 3, 7 1 4 円となり、この全額を翌年度に繰り越し、補助金等精算還付整理後の残額については、国民健康保険基金に積み立てるものであります。

次に、認定第 5 号平成 2 2 年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成 2 2 年度予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第 4 期介護保険事業計画において施策及び費用の推計を基本に予算編成を行ったものであります。

また、年度途中においては、高額医療合算介護サービス費の支給開始に伴い給付費が増額となったため、予算の補正を行い、対応を図ったものであります。

予算執行に当たっては、サービスの円滑な提供に努めたほか、第1号被保険者の介護保険料の収入確保の強化に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額15億1,961万円に対して、歳入決算額は14億7,930万3,783円で、予算に対する収入率は97.3%であります。

一方、歳出決算額は14億5,964万2,073円で、予算に対する執行率は96.1%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は1,966万1,710円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第6号平成22年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。奨学資金の貸付者が平成19年度で終了したことから、貸付金の返還分など、すべての収入を育英基金に積み立てるため、予算編成を行ったものであります。

決算の状況は、最終予算額412万9000円に対し、歳入決算額は405万5,900円で、予算に対する収入率は98.2%であります。

一方、歳出決算は383万5000円で、予算に対する執行率は92.8%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は22万5,400円となり、この全額を翌年度に繰り越して育英基金へ積み立てるものであります。

次に、認定第7号平成22年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成22年度予算は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命として、施設の維持管理に努めるとともに、公営企業の独立採算性の原則に立ち、経営の改善と経費節減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については最終予算額3億2,934万円に対し、決算額は3億3,170万6,855円で、236万6,855円の増収となりました。

一方、支出については、最終予算額3億842万6,000円に対し、決算額は2億9,743万2,478円で、1,099万3,522円の不用額が生じ、当年度純利益は2,748万2,466円となりました。

次に、資本的収支であります。配水管の改良及び量水器取りかえ等について予定どおり執行したところであります。

収入では、最終予算額8,940万円に対し、同額の決算額となり、支出では、最終予算額2億5,057万7,000円に対し、決算額は2億5,047万5,486円となり、差し引き1億6,107万5,486円の不足額となったものであります。この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額679万1,911円、過年度損益勘定留保資金1億5,428万3,575円をもって補てんしたものであります。

次に、認定第8号平成22年度三笠市下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成22年度予算は、浸水対策を目的とした雨水管整備を実施する一方、公営企業の独立採算制の原則に立ち、維持管理経費の抑制や経費節減等の効率的な執行に努め

たところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については最終予算額5億4,853万6,000円に対し、決算額は5億4,742万1,108円で、111万4,892円の減収となりました。

一方、支出については、最終予算額5億4,853万6,000円に対して、決算額は5億3,969万7,732円で、883万8,268円の不用額が生じ、当年度純利益は772万3,376円となりました。

次に、資本的収支であります。雨水管の整備について予定どおり執行したところであり、

収入では、最終予算額1億2,112万8,000円に対して、決算額は1億2,403万8,410円となり、支出では、最終予算額5億641万8,000円に対し、決算額5億628万2,730円となり、差し引き3億8,224万4,320円の不足額を生じたものであります。

この不足額は、前年度特別会計引き継ぎ金1億4,238万1,774円、当年度損益勘定留保資金2億3,986万2,546円をもって補てんしたものであります。

最後に、認定第9号平成22年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成22年度の病院事業は、地域の基幹的病院として、安全・安心な医療サービスの提供を図るため、医療機器などの医療環境を整備するとともに、医師の招聘による収益の確保や退職者の不補充による支出の抑制、さらには効率的な病床稼働率の確保と市民ニーズに対応するため、平成23年3月から一般病棟の一部を療養病棟へ転換するなど、経営の健全化に取り組んでまいりました。

しかし、市立三笠総合病院改革プランで定めた医師数を確保できなかったことや、患者数の減少などにより収支の均衡を図ることが困難となったため、一般会計から1億3,800万円の経営支援を行ったものであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については、一般会計からの経営支援を行った上で、各種の対策による効果を高めることができたことから、現年度資金不足対策一般会計補助金を5,700万円削減するなどにより、最終予算額22億9,788万7,000円に対し、決算額は22億6,160万8,437円で、3,627万8,563円の減収となり、一方、支出については、効率的な執行に努めたことなどから、最終予算額22億9,727万9,000円に対し、決算額は22億6,101万2,839円で3,626万6,161円の不用額を生じ、当年度純利益は57万5,000円となったものであります。

次に、資本的収支であります。医療機器の整備を行うとともに、利率の高い起債について借りかえを行い、収入については最終予算額2億5,450万2,000円に対し、決算額は2億3,850万2,000円となったものであります。

支出については、最終予算額3億1,730万4,000円に対し、決算額は3億130

万677円で、1,600万3,323円の不用額が発生しましたが、不用額のうち1,600万円は事業の実施期間を確保するため、次年度に繰り越したものであります。

この結果、差し引き6,279万8,677円が不足となり、当年度消費税資本的収支調整額2万598円と当年度損益勘定留保資金6,277万8,079円をもって補てんしたところであります。

以上、認定第1号から認定第9号まで一括して御説明申し上げ、別冊の各会計歳入歳出決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、よろしく御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（谷津邦夫氏） これより、質疑を受けます。

認定第1号から認定第9号までについて、一括質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号から認定第9号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、配付した一覧表のとおり、9人を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました9人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

日程第10 意見書案第4号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

議長（谷津邦夫氏） 日程の10 意見書案第4号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題とします。

本案については、齊藤議員ほか3人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、扇谷議員から提案理由の説明を求めます。

扇谷議員、登壇願います。

（5番扇谷知巳氏 登壇）

5番（扇谷知巳氏） ただいま議題になっております森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について、朗読をもって提案をさせていただきます。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられているところです。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続き経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、先般の東日本大震災により、東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらしたところですが、その復旧・復興が必要であるため、以下の項目を実現するよう要望します。

1、東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。

2、今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置づけるなど、森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。

3、間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備経費の定額助成の導入など、効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。

4、低炭素社会の現実に着目した公共建築物や民間住宅・事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の検討に当たって、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなど国産材の利用拡大を推進すること。

5、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取り組みを推進すること。

6、国民共有の財産である国有林については、一般会計により、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な運営管理体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月21日。

北海道三笠市議会。

提出先は、記載のとおりであります。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第4号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第4号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第11 議案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持など
国家予算編成における教育予算確保・拡充を求
める意見書

議長（谷津邦夫氏） 日程の11 意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持など国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を議題とします。

本案については、澤田議員ほか二人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、澤田議員から提案理由の説明を求めます。

澤田議員、登壇願います。

（2番澤田益治氏 登壇）

2番（澤田益治氏） 意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持など国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をいたします。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、僻地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっております。

同制度は、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を2分の1へ復元するなどの拡充が必要であります。

文部科学省は昨年、30年ぶりに40人学級を見直し、2018年度までに35人・30人学級へと学級編制標準を順次引き下げる内容の「新・教職員定数改善計画（案）」の策定をいたしました。学校現場においては教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子供たちに行き届いた教育を保障するため「新・教職員定数改善計画（案）」の確実な実施が不可欠であります。

また、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、都道府県や市町村においてその措置に格差が出ているほか、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実など、国による教育予算の確保・拡充が必要であります。

これらのことから、国の責任において、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するために、2012年度国家予算編成における教育予算の確保・拡充を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年9月21日。

北海道三笠市議会。

提出先につきましては、記載のとおりであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第5号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持など国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第12 意見書案第6号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書

議長（谷津邦夫氏） 日程の12 意見書案第6号平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書を議題とします。

本案については、扇谷議員ほか二人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、谷内議員から提案理由の説明を求めます。

谷内議員、登壇願います。

（6番谷内純哉氏 登壇）

6番（谷内純哉氏） 意見書案第6号平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書につきまして、朗読をもって提案いたします。

3月11日発生した東日本大震災と福島第一原発の事故は、我々日本人がかつて経験したことのない精神的苦痛と甚大な被害をもたらしていますが、当面する緊急かつ最優先の

課題は、原発事故の收拾と損害賠償を含む被災地の復旧・復興であります。

こうした中、政府は7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定するとともに、8月15日、日本の再生に向けた取り組みを再スタートするための「政策推進の全体像」を閣議決定し、国家戦略やエネルギー・環境政策の再設計のほか、TPP交渉参加問題については、「総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」とし、依然、高いレベルでの経済連携を進める姿勢は変えていないところであります。

このような未曾有の国難に対して、被災地の復旧・復興の支援はもとより、我が国の食料安定供給へのさらなる貢献を果たすという使命に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し持続可能な農業の確立を図るため、平成24年度農業予算編成並びに税制改正に当たり、下記のとおり要望いたします。

記

1、日本経済・社会の再建と国内農業対策。

(1) 東日本大震災並びに福島第一原発事故の被災地の農林漁業の再建、安全・安心を最優先にしたエネルギー政策の再構築並びに内需拡大を重視した日本経済・社会の再建に全力で取り組むこと。

(2) 国内農業対策の検討に当たっては、災害にも強い食料供給基地の建設と国の構造改革に着実に取り組んできた地域の経営実態など、その課題点を真摯に洗い出した上で、経営形態別の目標とすべき構造並びに経営展望の明示、それを実現するために主業的経営体が真に必要なとする政策を確立すること。

(3) 自給率目標の達成に向けては、国産農畜産物が確実に輸入農畜産物に置きかわるための誘導策を食料・農業・農村政策のみならず、税制・食品産業対策など省庁横断的な政策体系としてパッケージで仕組むこと。

2、政策の安定的継続と財源確保。

戸別所得補償制度をはじめとする農業政策については、これまで努力してきた生産者・産地の取り組みを尊重するとともに、24年度予算においても万全の財源を確保し、生産者が安心して営農に取り組めるよう制度の法制化等中長期的に安定して継続される政策とすること。

3、生産基盤確保対策。

農業の生産性向上には、圃場の基盤整備、排水対策並びに農畜産物の集出荷・調製施設等の生産基盤の確立と優良品種や技術の試験研究・開発が重要であり、あわせて生産現場への組織的普及活動が不可欠であることから、これらに必要な万全な予算を確保すること。

4、税制改革要望対策。

軽油引取税やA重油の石油石炭税の課税免除措置の恒久化など、農業経営の安定に必要な税制措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月21日。

北海道三笠市議会。

提出先については、下記のとおりであります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第6号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第6号平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第13 意見書案第7号 原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書

議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の13 議案第7号原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書を議題とします。

本案については、齊藤議員ほか二人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、齊藤議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤議員、登壇願います。

（3番齊藤 且氏 登壇）

3番（齊藤 且氏） ただいま上程されました意見書案第7号原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書を朗読提案させていただきます。

原子力防災対策は、昭和36年に制定された「災害対策基本法」と、これに基づき中央防災会議が策定する「防災基本計画」及びこの基本計画に沿って地方公共団体が定めた「地域防災計画」等により必要な措置を講ずることとしています。昭和55年6月には「原子力発電所等周辺の防災対策について」（以下「防災指針」）が決定され、具体的な対策として原子力防災に対する考え方、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）、緊急時環境放射線モニタリング、災害応急対策及び緊急被曝医療の実施など原子力防災活動に必要な技術的・専門的事項が示されています。

今般の東京電力福島第一原発事故では、初期対応「緊急時迅速放射能影響予測ネット

ワークシステム（SPEEDI）」の運用、国民への情報開示、住民避難指示など政府の対応はすべて後手に回り、国内外に大きな不信を招くとともに、二次被害の拡大が危惧されます。

よって政府においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と徹底的な原因解明を行うことはもとより、国内すべての原子力発電所の立地地域及び周辺地域の住民の安全・安心を確保するため、「防災指針」の早急な見直しを図り、特に次の事項について対策を講じるよう強く要望します。

記

1、原子力安全規制については、少なくとも従来のはるかに超えた東北地方太平洋沖地震・津波の規模にも対応し得る基準に速やかに強化すること。

2、原子力防災指針の示されたE P Z（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）を改正し、都道府県及び市町村が定める地域防災計画が有効に機能し、各圏域にとらわれない広域災害に対応可能な防災体制を確立すること。

3、原子炉設置（変更）の条件を見直し、地方自治体の同意を要する範囲を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月21日。

北海道三笠市議会。

提出先は、下記のとおりであります。よろしく御審議のほうお願いいたします。

議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第7号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第7号原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

閉 会 宣 告

議長（谷津邦夫氏） これをもちまして、平成23年第3回三笠市議会定例会を閉会し

ます。

御苦労さまでした。

閉会 午前 11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員